

答 申

1 審査会の結論

諮問第145号案件「令和4年7月15日付け第11号個人情報等訂正決定」について、一部訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和4年9月9日付で審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。)に基づき、請求人が行った、玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課における請求者に関する相談記録の個人情報等訂正請求(令和4年度受付第11号。以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和4年7月15日付で行った訂正決定処分(以下「本件処分」という。)のうち、実施機関が審査請求人の請求に応じなかった部分のうちの一部について訂正を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、次のとおりに要約される。

- ①相談票という名目だが、職員個人の感想が入っている。評価に用いられたデータ等があるのであれば、事実として相談票に記載すべき。
- ②聞き取りした者の解釈によって他にも影響を及ぼす。正確に、他人が見ても理解できるように書くべきである。
- ③行政に携わる者が正確に聞き取りを行わず、担当者の感想等が詳細に書かれていない状況で他の者が見たり、この記述を基に決定・命令・処分などが行われる事は、その行為に正当性や妥当性があるかは疑問に思う。相談者と言われる人の真意を理解せず、また正確に記述しないことにより不利益を被る人がいるということは台帳作成の目的ともずれる。裁量の範囲の逸脱になっていると考える。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 条例第29条第1項は、「区民は、自己を本人とする保有個人情報等の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報等の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。」と規定している。また、同条第31号は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報

報等の訂正をしなければならない。」と規定している。

- (2) これを本件処分についてみると、決定通知書の別紙中「事実確認をしたところ、事実であって訂正する必要がないため」とした部分については「訂正請求に理由があると認める」ことはできない。また、決定通知書の別紙中「請求部分の一部は、担当者が聞き取りに基づいて記録したものであって、これらが実際の発言や状況と異なるか否かを客観的な事実関係に基づいて判断することができず、当該内容が事実でないと判断することができないため」とした部分についてはその記載のとおりであり、請求人の主張するとおりに訂正することはできない。
- (3) また、請求人は、相談記録兼世帯台帳の記録内容に担当職員の感想が挿入されていること、感想を挿入した理由等をも記入しないと記録が正確にならない旨主張するようであるが、相談記録兼世帯台帳は担当職員が電話相談・面接等で直接聞き取った事項、関係機関との連携の中で知り得た情報を記入するものであり、その性質上担当職員の感想ないし主観が混入するのはやむを得ないところであり、担当職員の感想ないし主観が混入したとしても相談記録兼世帯台帳を作成する目的を阻害することはない。そもそも相談記録兼世帯台帳にどのように記入するかは、実施機関の裁量において決めるべきことである。
- (4) 以上のことから、本件処分は条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 判断に当たっての基本的な考え方について

条例に基づく個人情報の訂正請求については、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため、条例第29条で、開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報等について必要な訂正を請求することができると定めている。

この点、訂正は「保有個人情報等の内容が事実でない」場合に行われる。すなわち、訂正の対象は「事実」であって、「評価」及び「判断」については及ばない。また、訂正請求の対象が「事実」であって、調査等の結果、訂正請求に理由があると認めるとき、すなわち、請求どおり保有個人情報等の内容が事実でないことが判明したときは、実施機関は条例第31条の規定に基づき、当該保有個人情報を訂正しなければならないとされている。

(2) 本件審査請求対象文書について

本件処分に係る対象文書は、請求人が条例に基づき行った、玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課が他者に情報提供したことがわかる文書及び玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課が保有する請求者個人の情報と提供した関係書類の個人情報等開示請求(令和3年度受付第77号)により開示を受けた、玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課における請求者に関する文書のうち、

「相談記録兼世帯台帳（〇〇）（電磁的記録）のうち、請求者に関する部分」である。

なお、審査請求書等によれば、請求人は上記対象情報のうち、実施機関が審査請求人の請求に応じなかった部分のうちの一部について訂正を求めている。

したがって、本件審査請求対象文書は、本件処分における決定通知書の別紙２のうち、①「請求部分の一部は、事実確認をしたところ、事実であって訂正する必要がないため。」及び②「請求部分の一部は、担当者が聞き取りに基づいて記録したものであって、これらが実際の発言や状況と異なるか否かを客観的な事実関係に基づいて判断することができず、当該内容が事実でないと判断することができないため。」として請求人の訂正請求に応じなかった部分であると認められる。

次に、実施機関は、本件処分において、上記①及び②を訂正しなかった理由につき、条例第３１条が規定するように、当該訂正に理由があると認められないため、と主張している。よって、当審査会は、本件請求に理由があると認められないか否かについて判断をする。

（３）条例第３１条の該当性について

条例第３１条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報等の訂正をしなければならない」と規定している。

審査会が、本件処分における決定通知書の別紙２の上記①に係る文書を検分したところ、記載内容は事実であり、訂正する必要がないと認められたことから、当該部分における訂正請求については理由がないと認められる。

また、本件処分における決定通知書の別紙２の上記②に係る文書を検分したところ、当該文書は実施機関の担当者の聞き取りに基づいて記録及び作成されたものであり、その中には「事実」のほかに「評価」及び「判断」が含まれる。このため、この「評価」及び「判断」の部分については、訂正請求は及ばない。また、ここに含まれる「事実」の部分についても、その内容は上記のとおり担当者の聞き取りに基づく記録等であって、これらが実際の発言や状況と異なるか否かを客観的な事実関係に基づいて判断することはできない。すなわち、その内容が事実でないと判断することができないことから、実施機関は訂正決定を行うことはできないと認められるため、当該請求に理由があると認めることができない。

（４）不利益処分の理由付記の妥当性について

理由付記は、請求人の既知、不知にかかわらず、いかなる事実を認定して処分の判断に至ったかをその記載自体から請求人が理解できるよう記載しなければならない。

これを本件について見ると、本件請求の一部訂正とする理由について、実施機関は「請求者が訂正を求める部分（以下「請求部分」という。）の一部は、請求対象文書が交付された時点においては、確かに事実と異なる記載がなされていた。しかし、実施機関において、事実に基づき速やかに訂正したことから、本件訂正請求の時点において訂正する必要がないため。次に、請求部分の一部は、事実確認をしたところ、事実であって訂正する必要がないため。また、請求部分の一部は、住民基本台帳に登録

されている文字が相談記録兼世帯台帳（電磁的記録）において表示することが出来ない文字であることから発生したものであって、事実と相違するものが記録されているものではないため。さらに、請求部分の一部は、担当者が聞き取りに基づいて記録したものであって、これらが実際の発言や状況と異なるか否かを客観的な事実関係に基づいて判断することができず、当該内容が事実でないとは判断することができないため。」と記載している。

上記理由付記の程度は、本件処分においては事案の特性上、請求人が上記理由付記のみで訂正の該当箇所と決定内容の対応関係を把握できるケースであることから、世田谷区行政手続条例第14条の規定に照らして、ただちに違法又は不当となるものではないが、別表を用いるなどの方法により、該当の訂正箇所と決定内容及びその理由の対応関係が理由付記のみで読みとれるような記載とする方が、理由付記としてより適切であるということを付言する。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和5年2月15日	・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第145号）
令和6年5月27日	（令和6年度第2回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和6年7月29日	（令和6年度第4回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・請求人から意見の陳述を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和6年10月7日	（答申第145号） ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁
副会長 大林 啓吾
委員 石田 若菜
委員 白石 裕美子
委員 松村 武志